

収入一ヶ月分以下を随意に無利子にて貸與し一ヶ月半以内は毎月二回宛均等償還の方法により返還せしむることとする等銳意職工の待遇に留意した。

如斯空前の大紛擾を惹起したる本争議の結果は労資双方共幾多の教訓と反省を興へられしことは想像に難くない。

争議に迫つたる左浜松諸工場に於ては自発的^的な待遇改善を實行するあり。或は争議の波及を恐れて工場閉鎖に思を廻らせざる者すらあつた。

是等諸工場が今後対組合を来として如何なる手段を講むるやは價値多き研究問題である。

組合側の情勢如何、評議會の日本上議の結果全く地盤を喪失し浜松合労協組合は四分五裂の悲運に陥り如何にして旧勢力の挽回を計るや、目下は無産者青年同盟の名の下に前線的活躍を計画せしめ如何なる結果を得るややは事来未来の問題に屬し今儼然と豫断を許されぬ。(以上)

◎備考 予審調査の内容

市長印製銃手、爆弾投下其の他にて起訴せられたる被告中七十六名は予審の結果静岡地方を判所浜松支部の公判に付せられた(十月二十八日送達)

被告

▲評議會員東京府下南葛飾郡寺島町、南吉吉(一三四)元県器職工藤原隆(四五)外三十四名に係る騒擾罪

▲関西評議會員長尾満(二二)元県器職工谷野弁(二二)外三十六名に係る騒擾及放火予備罪

▲浜松市元魚町元県器職工山田泰(一九假名)に係る騒擾及放火罪

▲神戸市三川町評議會員西本二(二二)浜松市山下町県器職工岡島千利(二二)浜松市中沢町岡平野徳重(三八)の三名に係る騒擾放火予備放火教唆爆発物取締法罰則違反

四方を燃す

マイトが燃やさる旨を懇望せられ洲崎山坑夫相馬庄吉とマイト重た、一交餘ももらひ受け七月土日午後十時頃天林寺附近に在るマイト及公道火線十天を落して岡村に突へたり、被告岡島千利は岡村慶次郎と争議解決促進のため小竹重役即ちマイト重た破壊と共に共謀し月十五午十時頃専賣局附近に岡村慶次郎より西本二とマイト重た雷管導火線を支付し小竹方を爆撃すことと命じ西本は十六日午前二時頃高町小竹重役即前に至り爆発